

令和2年第2回養老町定例会会議録

令和2年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和2年6月5日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第6号 令和元年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第9号 専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 同意第5号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第10 同意第6号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 同意第7号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 同意第8号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 同意第9号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 同意第10号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 同意第11号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 同意第12号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 同意第13号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 同意第14号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 同意第15号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 同意第16号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 同意第17号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 同意第18号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 同意第19号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 同意第20号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意について

- 日程第26 同意第22号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第27 同意第23号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第28 議案第37号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等購入事業
 （資機材搬送車））
 日程第29 認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定について
 日程第30 議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田 太郎

○出席議員

1番	西脇 康	2番	清水 由美子
3番	小寺 光信	4番	北倉 義博
5番	岩永 義仁	6番	長澤 龍夫
7番	大橋 三男	8番	吉田 太郎
9番	早崎 百合子	10番	野村 永一
11番	田中 敏弘	12番	松永 民夫
13番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋 孝	副町長	川地 憲元
教育長	森島 恵照	総務部長兼 企画政策課長	松岡 弘泰
総務部総務課長	中島 恵美	総務部税務課長	藤田 勝彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高橋 正人	住民福祉部 住民人権課長心得	尾前 眞理
住民福祉部 子ども課長	近藤 真由美	住民福祉部 生活環境課長	問山 剛
産業建設部長兼 建設課長	大倉 修	特命事項推進監兼 産業建設部 農林振興課長	川口 智也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹中 修	産業建設部 水道課長	近藤 晴彦

会計管理者兼 会計課長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教育委員会 生涯学習課長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消防総務課長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西 脇 直 樹	議会事務局書記	稲 川 諭実彦
--------	---------	---------	---------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第2回養老町議会定例会の開会に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところを御出席賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱をします。御起立お願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席をお願いします。

これより養老町みんなで「孝子」条例の表彰を行います。

このたびの表彰は、平成29年9月に養老改元1300年を契機に制定された養老町みんなで「孝子」条例に基づき表彰するものであります。養老町民が豊かな心と郷土への誇りを持てるようにと、親孝行の孝子伝説が生まれた風土に根差した孝行心と人を思いやる心を表彰するもので、養老町議会がこれに該当する町民を推薦し、選定を経て、本日、田中政司氏を表彰いたします。

田中政司氏は、忙しい会社経営の合間を縫い、伝統芸能である尺八を58年の長きにわたり続けられ、昭和62年から、県内の琴、尺八、三絃の社中でつくる県三曲連合会の理事を務められております。令和元年11月に、伝統文化継承者の一人として県知事から表彰され、町民が郷土に誇りを持つことに多大に寄与された功績をたたえ、特別賞をお贈りしたいと思います。

—— 表彰状贈呈 ——

○議長(吉田太郎君) 田中様には、これより尺八の演奏をしていただきます。

田中様、よろしくお願いいたします。

—— 尺八演奏 ——

○議長(吉田太郎君) 田中様、ありがとうございます。

○田中政司氏 えらいもんを頂きまして、非常に感謝しております。

思い起こしてみるともう60年近く、尺八を始めてね。高校を出るなり始めたんですけど、始めた動機はどうやといたら、何にもやることあれせん、夜になると、金はなし、無論その頃やでテレビも見られんわね、自分では。ラジオも人のやつを聞いておるぐらいのことで、何にもやることないで困ったなあと。そのときに、おじが吹いておったという尺八が出てきて、それで習いかけたのが最初で、それからいろんな有名な先生にお会いして、ここの地方も聞かれるとびっくりされるような家元やら、いろんな人のお付き合いで、本当にこの芸の深さというものを悟りました。私らは本当のまやかしみたいなもので、前座中の前座で何ともなりません、プロの先生というのは大したもんやなと思います。

一例を申し上げると、今瀬苔山というのは私の今の直の師匠ですけど、この方が寝不足で演奏会、ほとんど寝られなんだとって青い顔をしてみえた。豊田の大ホールで、

大丈夫かなあとと思って私らが冷や冷やしておいたら、幕が上がったら、さあ一っと静かになって、マイクなしで演奏された。これはすばらしいなあと思いました。

もう一回は、日比谷公会堂でもそういうことがありましたが、あの広いホールで、御存じの方も見えると思うけど、唯是震一とってお琴の世界では大した人だった、もう亡くなられましたけどね。中島靖子さんの正派の家元の婿さんで、この唯是さんが作曲された「秋霖」という曲を2人で日比谷公会堂のあの大舞台上で、2,000人も入っておるようなところで対峙された、吹かれた。そのときにマイクを持ってきたのさ。そうしたら、今瀬先生がそのマイクを外したんですわ、マイク要らんといって。唯是先生も三弦を弾かれたんですけど、これは外さなならんわね、尺八が要らんというんやで。それで唯是先生も外して、そして2人の演奏が始まったんですけど、すばらしかったですわ。それはもう。こんなことを言うておってもなんですけど、それではまって、一生懸命やっておるんですけど、やっておる割には全然私らは駄目ですけどね。

今日、こうして表彰してくださって本当にありがとうございました。それなら、どうもこれで終わります。（拍手）

○議長（吉田太郎君） 田中様、ありがとうございました。

いま一度、皆さん拍手をもってお願いします。（拍手）

続きまして、昨年5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力を頂きました前議長の長澤龍夫君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、長澤龍夫君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長（吉田太郎君） 本日の会議は、全員出席であります。

なお、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開催中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから令和2年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（吉田太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、6月1日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長（田中敏弘君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月1日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和2年第2回養老町議会定例会の日程等であります。

まず、会期につきましては、6月5日から6月17日までの13日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問につきましては、議会2日目の6月16日に行うこととし、発言順序はくじ引によることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告についてが1件、専決処分の承認についてが1件、条例の一部改正についてが3件、人事案件についてが19件、契約の締結についてが1件、令和元年度上水道決算の認定についてが1件、令和2年度一般会計補正予算についてが1件、合計27件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、令和元年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告のみを受けることに決定しました。

次に、日程第5、専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第2号））と日程第28、物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等購入事業（資機材搬送車））の2件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第6、養老町手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第8、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、並びに日程第29、令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第30、令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）の計5件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために、それぞれ所管の委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第9から日程第27までの養老町農業委員会委員の任命同意についての19件は、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、議案ごとに質疑を行うこととし、人事案件につき討論は省略し、採決を行うこと。

なお、付託先の委員会の日程については、日程第6から日程第8、日程第30の計4件

の付託先である総務民生委員会は6月9日午後1時30分から、また日程第29及び日程第30の計2件の審査の付託先である産業建設委員会は6月9日午前9時30分から開催するよう各委員長へ要請すること。以上のとおり決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月5日から6月17日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月5日から6月17日までの13日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により令和元年度の4月分及び令和2年度の4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社より経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

今日は、まず尺八のゆったりとした音を聴かせていただきました。

令和2年第2回定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

令和2年度が始まり、早いもので2か月が経過をいたしました。いよいよ暑い夏がやってくるということでございまして、今日も養老町では32度の予想が出ておりますし、また昨今の異常気象と言われる梅雨どきも始まるというわけでございます。コロナ対策と同じように、また警戒をしていかなければならないと考えているところでございます。

この新型コロナウイルスでございますけれども、感染の影響で、本町の各種事業や催物も中止または見合せといった状況が続き、何よりもこの状況下、長らく御苦労、御負担をおかけし、御不便を強いられている町民の皆様方の生活を思うと、非常に心苦しく感じるわけでございます。

さて、緊急事態宣言が解除をされましたが、その矢先に福岡県北九州市の小学校で集団感染（クラスター）が発生、また6月2日には、東京都では東京アラートが発動されるなど、各地で予断を許さない状況が続いております。幸い本町では、目に見えないウイルスに対し、町民一人一人が高い危機意識を持って、その対策を行っていただいておりますので、感染者がゼロの状態を保っております。しかしながら、依然として感染の脅威がなくなったわけではございません。コロナウイルスとの共存を念頭に、緊急事態宣言後のアフターコロナとも言われる時代に即した新しい生活様式に変わりつつある中で、コロナ社会を生き抜く行動指針が岐阜県からも示され、その実践が求められる中、第2波、第3波の襲来に備えて、引き続き本町も感染予防に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

そして、何よりその課題は、コロナの影響で大変厳しい状況下に陥っている地域経済の再生と活性化、並びに自粛生活の長期化で冷え込んだ景気対策であると認識をいたしております。御承知のとおり、国の制度に伴い、町民1人に10万円を給付する特別定額給付金が始まっており、本町におきましても、総世帯の約94%の受付を終了しております。全庁的に職員に動員をかけ、一刻も早くお届けしたいと迅速にかつ正確に振込処理を進めておるところでございます。

さらに、現在町独自の支援策の財源の確保のため、今年度予定しておりましたが、できなくなった事業や開催できなくなった事業の早急な洗い出しを各部下に指示しているところでございます。既に本町のコロナ対策事業については、その概要を議会全員協議会でお示ししておりますが、今後もその対策と地域社会経済の維持の両立を図るために、段階的に展開すべく、緊張感とスピード感を持った対応に努めてまいりたいと考えております。

そんな中、休業が続いておりました町内小・中学校、保育園・こども園におきましても、6月1日から再開したところでございます。小・中学校に関しましては、児童・生徒の皆さんが学校生活でのリズムを取り戻すため、分散登校を実施しておりますが、6月15日から通常の授業日程となります。今後につきましても、夏休み・冬休み期間を変更するなど、学習日程を確保しつつ、児童・生徒が安心して学び、過ごすことができるよう、学校施設管理を強化するとともに、ITを活用した授業環境の整備など、きめ細かな支援を行ってまいります。

さて、本定例会には繰越明許費繰越計算書の報告や専決処分の承認など、合わせて27件の議案を上程しております。慎重審議よろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第4、報告第6号 令和元年度養老町一般会計繰

越明許費繰越計算書について議題といたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、上程後、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第6号 令和元年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和2年3月の第1回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、プレミアム付商品券事業655万9,000円、産地パワーアップ事業補助金14億175万円、道路新設改良費1万1,000円、合計3事業で14億832万円でございます。

以上で、報告第6号 令和元年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第5、承認第9号 専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第9号 専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第2号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、予算総額を140億2,839万6,000円とするもので、令和2年5月15日付で専決処分をしたものでございます。補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業費の追加に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費では、新型コロナウイルス感染症対策事

業（感染防止対策）として1,500万円を増額いたしました。岐阜県は、さきに特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されましたが、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部から発出されたコロナ社会を生き抜く行動指針において、飲食店や小売店等が対応すべき感染防止対策が新たに示されました。これらの対策として、店舗内の設備の改修または備品等の購入に要した費用について、新たに助成金として交付するため1,500万円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として1,500万円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 施設整備の条件についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、期間はどれだけなのか。それから、整備業者の資格、いわゆる町内業者のみか、また町内在住で町外に事業所・店舗がある場合はどうなのか。それから、審査、検査、承認は誰が行うのか、以上4点について。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

条件ということですが、養老町飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策助成金交付要綱に基づきまして実施をさせていただきます。期間は、令和2年5月1日から7月31日までとして、新たに設置した設備や改修設備、または設置する設備等の経費にて、主に店内に隔離用のつい立て、客が並ぶ列の確保のサイン、防護スクリーンやビニールシートなどでございます。

上記施策の補助率は10分の10、上限額を10万円と定めております。この制度は、年度末の令和3年3月31日までといたしております。対象者は、町内で営業する飲食店等としており、町外の方でも町内に店舗があれば対象となりますが、町内在住で町外に店舗がある方は対象となりません。審査、検査、交付決定は、私、町長が決裁をし、その事務処理は産業建設部企業誘致・商工観光課で行っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ちょっと1点。業者の資格は町外の方でもよろしいでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほどちょっと言い回しが悪かったのかもしれませんが、町内で営業する飲食店ということで、町外の方でも構わないということでございます。ちなみに、町内の方が町外での経営ということについては対象にならないということでございますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ちょっと町長、意味が違う。業者、大工さんとか工務店を町外の方がやっても大丈夫なのかという、その確認をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 失礼をいたしました。

町外の業者の方でも構わないということでございます。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 私のほうからは1点お願いします。

周知の方法についてお知らせください。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問に対して、私のほうから答えさせていただきます。

周知の方法でございますが、町のホームページ、また広報「よろろう」6月号、また町の商工会の協力を得まして、6月発行の商工会だより発送時にも約600部ということで同封させていただきまして、制度周知のチラシを入れております。また、その他観光協会会員にはチラシの郵送を行い、また全庁職員による人海戦術を行った上で、町内飲食店等に休業要請依頼の折に、コロナ対応による助成金制度の丁寧な説明も併せて行わせていただいております。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 昨日までの実績についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、現在のところ、まだ申請件数はございませんが、27件ほどお問合せ等いただいております。また、これからどんどん増えてくるものと想定しておりますので、また周知のほう、よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第6、議案第34号から日程第8、議案第36号までの3件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第6、議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第34号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和2年5月25日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条が施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「マイナンバー法」という）から通知カードに係る規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

マイナンバー法の一部改正により、個人番号カードに係る通知カードの新規発行及び記載事項変更等の手続が廃止されることから、手数料について所要の改正を行うもので

あります。

まず、別表10の部（住民基本台帳法の施行に関する事務）については、法の引用条項を改めるものです。

次に、別表11の部（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する事務）については、通知カードが廃止されることによる再交付手数料を削るものでございます。

次に、施行日についてであります。公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 本条例の改正は、現場において事務量の削減という点ではどうなるのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前真理君） ただいま水谷議員から御質問がありました事務量についてでございますが、今回の通知カードが廃止されることによりまして、通知カードに御住所やお名前等、変更があった場合、記載事項の証明をさせていただいたんですけれども、そちらにつきましては、これからは行わないということになりますので、事務量については、その分については減ということになります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第7、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）が同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

この改正は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、卒園後の受入先確保のための連携施設、及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて見直しを行うほか、所要の改正を行うものです。

第7条第4項及び第5項では、様々な対応策の活用により引き続き保育・教育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすることを規定するものです。

次に、第38条第1項第4号では、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施を可能にするための改正です。

なお、施行日は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） ただいま説明を受けましたが、養老町の家庭的保育事業者、具体的にあれば教えていただきたい。

そして、詳細な中において、7条4項ですが、第1項第3号の規定を適用しないこと

ができるということで、(2)の連携施設の確保が著しく困難であっても、これは適用されないというふうには私は解釈するのですが、具体的な事例を教えてくださいと思います。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの御質問につきまして、まず家庭的保育事業者というものでございますが、これには家庭的保育、小規模保育、在宅訪問型保育などがございます。現在、養老町ではこれらに該当する施設はございません。

次に、著しく困難であるときということで、それでも連携施設を適用しないことかということでございますが、養老町ではこのような事例はないんですけれど、著しくというのは、本当に連携施設、連携施設というのは、小規模保育所は2歳児までの保育所です。そこの方が卒園後、3歳になったら行く場所がなくなるために連携施設というものが必要となります。その連携施設というのは、既に保育所がいっぱいということで、大都市に関してはそういうところが全く見つからない。ただし、市町、行政のほうで何とか見つけることが可能であれば、連携施設というものを確保しなくていいということになりますので、本当に小規模保育所が事業者として見つけることが困難である場合ということを考えております。ただし、養老町に関しましては、3歳児以降も受け入れる施設は十分に確保しておりますので、このようなことはないと考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第8、議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第36号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いての説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）が同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

この改正は、地域型保育事業所における保育の終了後に引き続き保育・教育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保は不要とするほか、所要の改正を行うものです。

第43条第4項及び第5項については、様々な対策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒業後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすることを規定するものです。

次に、同条第8項については、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保を不要とすることを規定するものです。

なお、施行日は公布の日から施行するものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 2点お尋ねをいたします。

養老町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とありますが、これは具体的にどこの事業所を指しているのかということと、2点目は、このページの下段でございしますが、3の(1)でございしますが、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型または事業所内保育事業者という文言がございしますが、小規模保育事業A型とB型の違い、そして町内の事業所内保育事業、あればどこかということをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） ただいまの御質問につきまして、まず初めの

特定教育・保育施設というものは保育園、こども園を指します。そして、特定地域保育事業者というのは、先ほどの家庭的保育事業者と同じで、家庭的保育、小規模保育、在宅保育、事業所内保育を指します。そして、そのうちの家庭的保育事業の中でA型・B型という分類がございます。このA型・B型の分類は、配置基準のうちの職員の資格によって分けられます。A型については配置基準の職員の資格が全て保育士、B型については配置基準中2分の1以上が保育士、そのほかは研修を受けた職員でも可という分類になっております。

続きまして、事業所内保育所でございますが、以前は西美濃厚生病院の中でやっていたと存じておりますが、申し訳ございません、今日現在については把握しておりません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

ここで近藤子ども課長より、説明の訂正について、これを許可します。

近藤子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 先ほどのA型・B型の説明の中で、「家庭的保育事業」をA型・B型と説明してしまいましたが、A型・B型があるのは「小規模保育事業」ですので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第9、同意第5号から日程第27、同意第23号までの計19議案については一括上程し、提案理由の説明後、各議案ごとに質疑を行い、同意の人事案件につき討論を省略して採決を行います。

まず、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第5号から第23号までの養老

町農業委員会委員の任命同意についてを御説明させていただきます。

このたび、現農業委員会委員19名の任期が令和2年7月19日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有する次の者19名を新たな農業委員会委員に任命するため、同意を求めるものでございます。

なお、19名につきましては、養老町農業委員会委員選考委員会において選考が行われ、報告を受けた方でございます。新たな農業委員会委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

記、住所、1. 岐阜県養老郡養老町高田442番地2、中村辰夫。2. 同町高田1081番地、上田均。3. 同町養老587番地1、鈴木定男。4. 同町石畑1959番地2、安部雅三。5. 同町大跡115番地、陸田邦彦。6. 同町岩道15番地1、栗田敏。7. 同町鷲巣822番地1、藤田靖夫。8. 同町一色732番地、問山博之。9. 同町大巻501番地、岡田陸夫。10. 同町大巻5293番地、植田和男。11. 同町大場36番地、松永昭人。12. 同町船附93番地、西脇康。13. 同町下笠791番地2、小野和孝。14. 同町栗笠84番地、高橋敏央。15. 同町祖父江2143番地、川瀬比智。16. 同町金屋114番地1、大橋誠。17. 同町橋爪1134番地、木村五貴。18. 同町宇田270番地、木村政義。19. 同町室原636番地1、田中清美。以上19名でございます。

以上で、同意第5号から第23号までの養老町農業委員会委員の任命同意についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

これより順次議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、日程第9、同意第5号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、提案説明いただきましたが、19名中8名は留任ということで、4点ほど質疑いたしたいと思います。

農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日からありまして、その方針に沿って、当町も平成29年6月15日に新しい農業委員候補を上程され、定員も23名から19名に減員になりましたが、その際、農地利用最適化推進委員の新設、またJA、農業共済、土地改良の有識者団体からの選出はなくなりました。それで、まずこの3年間、業務に支障がなかったのか、総括を求めたいと思います。

次に、農水省が農業委員の選出方法について、過半を原則として認定農業者とすると。それから、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。女性、青

年も積極的に登用すると示しておりますが、今回の任命についてどのように対応されたのか、お尋ねをいたします。なお、前は女性が1人見えたはずですが、今回はゼロとなりましたので、非常に残念に思っております。

最後に、今回の任命者で認定農業者は何人か、また平均年齢は何歳になっておるのか。以上お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現行の農業委員の方は、平成29年8月から令和2年6月までの間に、合わせて35回行われた養老町農業委員会での議案審議や農地パトロールなどの地域活動において、支障があったという報告は受けておりません。問題はなかったと総合的に評価をいたしております。

各委員の応募につきましては、立候補または推薦としており、今回は立候補の委員はございませんでした。なお、推薦につきましては、公正を期するため一般推薦と団体推薦があり、一般推薦では、各地区の区長等から候補者の推薦を依頼しております。また、推薦を受ける前に、養老町区長連絡協議会役員会で、中立な立場の方や女性の方、若手の認定農業者の方を積極的に選んでいただくことをお願いいたしております。結果的に女性の方はおられなかったということがございます。

今回、認定農業者やそれに準ずる、認定農業者となる団体の役員は10人でございます。個人が7人、団体役員が3人、よって、過半数はクリアしていると承知をいたしております。なお、平均年齢は約61.5歳と伺っております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） 大変申し訳ありません。議案のほうに間違いがありまして、同意第10号の栗田敏さんでございますが、住所が「岩道15番地1」となっておりますが、正確には「西岩道15番地1」ということで、「西」のほうが抜けておりました。確認不足で大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、同意第6号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行

います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第11、同意第7号 養老町農業委員会委員の任命同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、同意第8号 養老町農業委員会委員の任命同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、同意第9号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

次に、日程第14、同意第10号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同意第11号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第12号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第13号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行

います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第18、同意第14号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第15号 養老町農業委員会委員の任命同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、同意第16号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、1番 西脇康君の退場を求めます。

〔1番 西脇康君 退場〕

○議長（吉田太郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

西脇君の入場を求めます。

〔1番 西脇康君 入場〕

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第21、同意第17号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、同意第18号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第23、同意第19号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第24、同意第20号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第25、同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第26、同意第22号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第27、同意第23号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 続いて、日程第28、議案第37号については、上程後、提案説明を受け、質疑、討論を経て、採決を行います。

それでは、日程第28、議案第37号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等購入事業（資機材搬送車））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第37号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等購入事業（資機材搬送車））の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在、養老町消防本部養老消防署に配備されている資機材搬送車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、補足説明。

○消防総務課長（大倉 巧君） それでは、補足説明をさせていただきます。

現在、養老町消防本部養老消防署に配備されております資機材搬送車は、平成3年の配備から29年を経過しており、消防施設整備計画に基づき更新するものであります。また、大規模災害等で長時間の消防活動を行う際や不足した消防活動資機材を搬送する車両であり、安全・確実な初動対応の一つであります。

なお、管内の各種災害事案にもその機動性を生かし、迅速かつ効率的な活動を図るものです。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 物件名、常備消防関係車両等購入事業（資機材搬送車）。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、825万円（消費税込み）。
4. 契約の相手方、岐阜県不破郡垂井町表佐字西小柳4936番地1、いすゞ自動車中部

株式会社大垣支店、支店長 後藤晃。

5. 納入期限、令和3年2月26日。

6. 納入場所、養老町消防本部。

7. 物件の概要、資機材搬送車（3トン級トラック）。車両寸法、全長7,200ミリ以下、全幅2,200ミリ以下、全高3,400ミリ以下。荷台寸法、長さ5,000ミリ以上、幅2,000ミリ以上、車両総重量7,300キログラム以下。駆動方式4WD、オートマチックトランスミッション、ディーゼルエンジン。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいまの物件供給の契約についてですけれども、平成3年に配備された現在使用されている資機材搬送車の車検日はどうなっていますか。また、走行距離についてお尋ねします。

次いで、納入期限ですが、令和3年2月26日というふうになっておりますが、この納入期限の設定に関しては、どういうことでこの期限を決められたのか、お願いします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） まず、水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

納入期限にございましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自動車部品のほとんどを中国に依存しているため、各部品の納期が延びているのを踏まえて、また国内のいすゞ自動車工場の生産工程も沈滞しているため、最大限の納期といたしました。

もう一つ、前トラックの車検日につきましては、令和3年10月としております。ですので、この納期のほうが遅れても、この車検の余裕がありますので、運用はできるというものでございます。

現時点での走行距離につきましては、2万6,206キロでございます。ほとんど町内を走行しておるため、走行距離は延びておりません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほどお願いしますと言いましたが、議運でお願いするというような文言は、議員にとっては禁句の言葉ということで訂正させていただきます。

それで、新型コロナというふうなことで了解いたしました。今度の新しく購入する資機材搬送車においては、おおむね何年使用するのか。耐用年数といえますか、走行距離からすると、ええっと、ちょっと少なくても驚くわけですが、今回の資機材はどれくら

い使うというふうな予定をしておるのか、お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

幹部と話し合いを行った結果、20年の予定としております。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） これの目的でございますが、まず車両等購入事業ということでございますが、指名のメンバーを見ますと、例えばウスイ消防なんかは車を販売しておるんでしょうかとか、例えば、素人で分かりませんが、近辺にはトヨタだとか、日産だとか、いろんな自動車会社があるようですが、ここでいういすゞ自動車だけですか。あとの三陽商会、アンシンク、小川防災、株式会社三葉、こちらも全てが車両購入事業を行っておる業者ということでしょうか。また、ほかの自動車会社には、養老町には指名願が出ていなかったというようなことでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） ただいま御質問がありました大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

業者の関係でございますが、指名の業者は6者でございますけれども、消防用の自動車の販売を岐阜県内で取り扱っている業者は15者、そのうちの近隣で6者でございます。そのうち、3トン級で4WDのオートマチックを使用している業者がこの業者となっております。

例えば、三菱自動車、日野自動車とございますが、三菱自動車については、消防車両等については製造・販売から撤退しているということの情報を得ておりますので、三菱は外させていただきました。日野自動車については、3トン級・4WD・オートマは扱っていないということで、この6者となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 私が聞きたかったのは、ウスイ消防だとか、三陽商会だとか、アンシンクという方が、車両販売、車両の購入事業をやっておられるかというのを聞きたかったんですが。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、自席で答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） ただいま大橋議員から御質問がありました内容につきましては、車両販売を行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 関連ですが、この車両については、ただ資機材の運搬ということで、消防設備の搭載は不要というようなことで、この一覧表の仕様書ということにはどのようにうたってあったんですか。この概要ということだけでよろしいのでしょうか、その理解で。だから、一般ディーラーで入札すれば、もっと安くなるというように僕は思うんですけど、1番札と2番札、150万ぐらい違うんですけど、ディーラーを入れれば、もっと安くなると思うんです。ですから、こういう時代で、仮に10万円でも20万円でも安く上がるというようなことで、もっとよく考えて努力してもらいたいと思います。そのちょっと見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大倉消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（大倉 巧君） ただいまの田中議員からの質問にお答えさせていただきます。

消防用の車両というトラックということで、消防の機装等の仕様は記載してあります。それに伴いまして、パワーゲート等を設置しており、特殊車両の扱いとなっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 町長、これ今後検討課題ということで、頭の隅に置いておいてください。以上。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 議員の皆様方の御質問はごもっともということで、査定時期におきましても、その点は十分考慮させていただきました。かなり高額な見積りが来ておりまして、恐らく二、三割ぐらいは下がっているはずでございます。消防特殊車両ということで、今、課長が答弁したように、やはりそれに一番力を入れている場所での入札ということでございますので、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第29、認定第1号及び日程第30、議案第38号の2議案については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第29、認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定について御説明をさせていただきます。

認定第1号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度養老町上水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤水道課長、補足説明。

○産業建設部水道課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、令和元年度の上水道事業給水状況につきまして御説明させていただきます。

最初に、20ページを御覧ください。

(1)業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては、前年度より33戸増の8,850戸、給水人口につきましては、前年度より504人減の2万6,361人となりました。また、同じページにあります年間有収水量は、前年度より5万5,266立方メートル減の234万3,009立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、前年度の80.31%から2.51ポイント減の77.8%となりました。

それでは、1ページを御覧ください。

決算報告書について御説明させていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に、収益的収入及び支出、いわゆる3条会計であります。

収入の第1款水道事業収益の決算総額は4億6,496万2,238円となり、支出の第1款水道事業費用の決算総額は4億828万9,130円となりました。

次に、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計についてであります。

収入の第1款資本的収入の決算総額は1億1,545万5,823円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は3億1,438万5,627円となりました。資本的収入額が資本的支出額に

不足する額 1 億 9,892 万 9,804 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,343 万 7,236 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,114 万 4,571 円及び減債積立金 5,434 万 7,997 円で補填いたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明させていただきます。

25 ページを御覧ください。

3 条会計であります水道事業収益の状況につきまして、収入総額、消費税抜き金額は 4 億 3,081 万 3,642 円となり、前年度の 4 億 2,905 万 3,060 円と比べて 176 万 582 円の増となりました。水道事業費用総額は 3 億 9,529 万 6,785 円となり、前年度の 3 億 9,906 万 4,908 円と比べて 376 万 8,123 円減となりました。この結果、4 ページの令和元年度養老町上水道事業損益計算書の当年度純利益が 3,551 万 6,857 円で、当年度未処分利益剰余金は 7 億 1,226 万 4,937 円となりました。

28 ページを御覧ください。

4 条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明させていただきます。

資本的収入総額は 1 億 1,472 万 7,554 円となり、前年度の 1,842 万 3,700 円に比べて 9,630 万 3,854 円増となりました。これは、主に企業債の 1 億円借入れに伴う収入があったためです。

次に、資本的支出総額は 2 億 9,251 万 2,787 円で、前年度の 2 億 341 万 4,120 円に比べて 8,909 万 8,667 円の増となりました。

令和元年度の資本的支出の主な内容について御説明させていただきます。

1 目配水設備拡張費で、西部簡易水道区域の上水道統合に伴い、西部簡易水道区域に配水管の整備を行いました。そのほか、受益者負担金工事として、大野地内、飯田地内で配水管の布設を行いました。

2 目で配水設備改良費では、第 2 配水区域の管内洗浄作業を実施いたしました。また、老朽管の更新に伴い、京ヶ脇地内、大跡地内の配水管の布設替えを行いました。

以上で、認定第 1 号 令和元年度養老町上水道事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第30、議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第38号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,226万2,000円を追加し、予算総額を142億4,065万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、コミュニティー助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、小学校情報化推進事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、9ページを御覧ください。

9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費では、コミュニティー活動備品の整備（桜井区集会所空調設備整備等）に対する助成金として140万円を計上いたしました。

次に、款の9消防費、項1消防費、3目防災費では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる資機材購入費として408万8,000円を計上いたしました。

次に、7ページをおめくりください。

7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款の15県支出金、項2県補助金、8目消防費県補助金では、避難所生活環境確保事業費補助金200万3,000円を計上いたしました。

次に、款の18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として9,220万7,000円を増額いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、コミュニティー助成事業助成金（（一財）自治総合センター）140万円を計上いたしました。

次に、4ページの第2表 地方債補正では、小学校情報化推進事業及び中学校情報化

推進事業に伴い、新たに学校教育施設等整備事業債2,770万円を追加いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうからは住民福祉部関係の補足説明をいたします。

歳出のみの説明をさせていただきます。

同じく9ページでございますが、款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業の未来応援定額給付金として、特別定額給付金の基準日に当町に住所を置き、申請日に引き続き在住し、当該基準日の翌日以降から翌年令和3年3月31日までの間に出産または出産を控えている方に10万円を支給するため、町単独事業で1,400万円を新規計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、9ページの歳出から説明させていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、農業機械等購入費助成事業で、県で採択されなかったものを事業間で要望替えや取下げ等を行ったため、元気な農業産地構造改革支援事業で402万7,000円、強い農業・担い手づくり総合支援事業で183万8,000円、スマート農業技術導入支援事業で335万1,000円をそれぞれ減額し、担い手確保・経営強化支援事業で419万円を計上いたしました。

また、5目土地改良費では、町単土地改良事業費で、蛇持地内の色目川排水機場の冷却水ポンプ取替え工事の工事請負費として108万3,000円を計上いたしました。

次に、7ページの歳入について説明させていただきます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、2目農林水産業費分担金では、町単土地改良事業分担金として農業費分担金を54万1,000円計上いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、事業費の増減に伴い、農業費補助金で元気な農業産地構造改革支援事業補助金を402万7,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助金を183万8,000円、スマート農業技術導入支援事業補助金を335万1,000円それぞれ減額し、担い手確保・経営強化支援事業補助金を419万円計上いたしました。

以上で、私のほうからの説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

9 ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として39万4,000円を増額いたしました。岐阜県教育委員会が示されました学校再開ガイドラインに基づきまして、感染症対策の徹底を図るため、手指消毒用アルコールや非接触型体温計、消毒液などを購入するものでございます。

次に、2目教育振興費の小学校情報化推進事業では、国が令和2年度補正予算で措置をされましたGIGAスクール構想の加速による学びの保障を受けまして、町内全小学校に1人1台端末を前倒しで整備するため、学校ネットワーク環境の整備委託として3,729万4,000円、児童用タブレット購入費として8,820万5,000円を計上いたしました。

次に、3目学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、3月2日から春休みまでの学校の臨時休業期間中に、食材納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る補償金などとして108万7,000円を計上いたしました。

次に、項3中学校費、1目学校管理費では、小学校費と同様に新型コロナウイルス感染症対策事業として22万3,000円を計上いたしました。

次に、2目教育振興費の中学校情報化推進事業では、小学校費と同様にGIGAスクール構想の加速による学びの保障を受けまして、学校ネットワーク環境の整備委託といたしまして1,972万4,000円、生徒用タブレットの購入費として4,933万5,000円を計上いたしました。

次に、3目学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、小学校費と同様に補償金として45万5,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、7目教育費国庫補助金では、小学校費補助金に学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として1,883万3,000円、公立学校情報機器整備費補助金として4,054万5,000円、学校保健特別対策事業費補助金として19万7,000円を増額補正いたしました。

また、中学校費補助金といたしまして、学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として996万1,000円、公立学校情報機器整備費補助金として2,263万5,000円、学校保健特別対策事業費補助金として11万1,000円を増額補正いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、学校臨時休業対策費補助金として115万5,000円を増額補正いたしました。学校の臨時休業に伴う食材納入事業者への補償金につきましては、全国学校給食会連合会を通じての手続となりますので、こちらの雑入で計上したものでございます。

次に、款21町債、項1町債、6目教育債では、学校情報通信ネットワーク環境施設整

備費に係る学校教育施設等整備事業債として、小学校債が1,810万円、中学校債が960万円を増額補正といたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 所属委員会に細かいことは委ねますけれども、次の点で質疑をします。

小・中学校の情報化推進事業についてですが、この委託料においては、GIGAスクールサポーター派遣業務委託料ということ認識しているんですが、この委託先、今、国でも委託先をめぐってはいろんな問題、国民に納得を得られないような形で委託先が決められていくような気がするんですが、この委託料についてお尋ねしたいと思います。

また、10万円給付においても、事務の委託料で海津市と養老町が同じ委託先で少し遅れたというようなことも聞いておりますが、この委託先についてお尋ねしたいと思います。

それから、国のGIGAスクール構想においては、国が全面的に予算を各自治体に支援をするというふうに思っていましたら、かなり一般財源で7,500万弱、そして起債で2,770万円と、国の公立学校情報機器整備事業の国庫補助金が9,197万4,000円ということで、この財源の内訳についてはどういうふうな補助率で上程されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの水谷議員の御質問で、GIGAスクール関係につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、初めに委託料の関係でございますが、今回予算措置をさせていただきましたのは学校ネットワーク環境の整備の関係でございますが、Wi-Fi環境とか、そういったところをまず整備するというところで、おっしゃられたGIGAスクールサポーターとか、そういったところについてはまだ予算措置のほうはさせていただいておりませんので、その部分については、今回はお答えできる部分はございません。

それから、財源の内訳でございますが、まず委託料の関係でございますが、委託料につきましては国庫補助金と地方債、あと一般財源が少しという形でございますが、備品購

入費のタブレットの財源でございますけれども、こちらは国のほうが1台当たり4万5,000円の定額を示しておりますので、それを上回る部分については、町のほうの一般財源で対応ということでございますので、結構大きい金額が出ているというようなところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 2点ほどで、ちょっと町長に確認したいと思います。

冒頭の御挨拶で、いろんな施策をよく精査して見直していくような御発言がありましたので、ここに表されておるのかなあとっておるんですが、実は昨日、ある町民の方から、今、議会も行政もしっかりやらしてもらわんと僕らは困っておるというような声も大分聞きましたので、それならあした頑張ってみるわというようなことで、今日議会に臨んでおるんですが、昨日、県の補正予算の新聞報道がございました。現時点での経済再生対策案として、知事は、数多くある中でも高齢者福祉施設での感染対策を徹底的にしたいというようなことで、私も介護事業の関係で、ちょっとこの補正では見えてこないんですが、今後に期待しておるわけですが、この1点どのように考えておられるかということと、それからおとついで、全協でこの内閣府地方創生推進室の、いわゆる地方創生臨時交付金のいろんな計画の事例が示されております。

それで、農業新聞に全市町村から事業計画の届出があるというようなことで、6月半ば過ぎに決定次第、また交付しますというようなことがございます。お互いにやっぱり知恵を出し合って、この難局を乗り越えていくという場面についてはどこでも一緒ですけども、養老町の町長の気持ちとして、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 今回の新型コロナウイルス対策についての補正予算ということでございます。

介護・医療等につきましては、衛生面における各資機材、しっかりと各介護施設、医療機関にお届けをできるようにしていきたいというふうに思っておりますし、マスク等は3月に1万3,500枚、そして6月には1万7,000枚を配付させていただいたところでございます。

あと、よく介護等で面接ができないというようなことで、タブレットでの面接をしておられるというようなこともございます。それについては、ちょっと今調査をさせていただいたというところで、約半数ぐらいのところは今後考えているというようなことでございますので、こういった意見もしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、この難局を乗り越えるために、住民の方々と、私が常に申しております協働のまちづくり、いま一度、積極的に皆様方と話し合いをして進めていき、乗り

越えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。
以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算の内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月9日火曜日午後1時30分から、また産業建設委員会は同日午前9時30分から開催されるよう要請いたします。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月6日から6月15日までの10日間は休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月6日から6月15日までの10日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会します。

なお、議会2日目は6月16日火曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時54分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月5日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫

